プロバイダの責任の在り方について

2010.02.22 山本 隆司

現状の評価

1. 著作物を巡る利害関係について

(1)	著作権者:	①著作権侵害に対する救済	$\cdots \times$
(2)	発信者:	②表現の自由	🔾
		③個人情報の保護	
(3)	プロバイダ	: ④著作権侵害責任	🔾
		⑤サービス契約責任	🔾
		⑥判断リスク	$\cdots \times$
		⑦訴訟当事者リスク	$\cdots \times$

- 2. プロバイダの判断リスク回避の方法
 - (1) 削除禁止制度
 - →著作権者のために直接対決を可能にする制度的保証が必要となる。
 - (2) 削除義務制度…米国の notice & takedown 手続
 - →発信者のために直接対決を可能にする制度的保証が必要となる。
 - (3) 折衷案

「顕名発信」については削除禁止制度をとり、「匿名発信」については削除義務制度をとる。

- *「顕名発信」は、発信情報から発信者が特定できる場合または送達受 領代理人の指定によって、発信者が著作権者から直接訴訟提起を可能に する場合であり、「匿名発信」はこれにあたらない場合。
- →直接対決を可能にする制度的保証が必要となる。
- 3. プロバイダの訴訟当事者リスク回避の方法(直接対決を可能にする制度)
 - (1) 匿名訴訟制度(John Doe defendant)
 - …匿名発信については、著作権者が被告を匿名のままにして訴え提起を可能にし、発信者への訴訟提起の告知は、情報を掲載したプロバイダの掲示板に行うこととする。

(2) 送達受領代理人(民訴 104 条参照)

…送達受領代理人を定めておけば、匿名の発信者に対しても著作権者は 直接訴えを提起できる。

発信情報に、送達受領代理人の指定を示す記載を付すだけで、発信者情報を記載しなくても、訴訟提起が可能になる。

たとえば、プロバイダを送達受領代理人に指定できることとする。発信情報に丸Aマークを付けるだけで、著作権者は、送達受領代理人の有無とその特定ができる。他方、プロバイダは、発信者から送達受領代理人への指定を受ける場合に、発信者から受けた送達を転送できる場所の指示を受けることが必要となる。また、現に送達を受けた場合に、これを転送することが必要となる。

以上